

| (改正後)                                     |  | (改正前)                                      |  |
|---|--|--|--|
| 商品概要説明書<br>J A教育資金贈与専用口座<br>(2021年4月1日現在) |  | 商品概要説明書<br>J A教育資金贈与専用口座<br>(2019年10月1日現在) |  |
| 商品名                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A教育資金贈与専用口座</li> <li>※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>  | 商品名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A教育資金贈与専用口座</li> <li>※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>  |
| ご利用いただける方                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人</li> <li>・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul> | ご利用いただける方                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人</li> <li>・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul> |
| 期間<br>(1) 取扱期間<br>(2) 預入期間                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2013年8月1日～2023年3月31日</li> <li>・ 貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>   | 期間<br>(1) 取扱期間<br>(2) 預入期間                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2013年8月1日～2021年3月31日</li> <li>・ 貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>   |
| (以降省略)                                    |  | (以降省略)                                     |  |

| (改正後)   |  | (改正前)  |   |
|---|--|--|---|
| <b>商品概要説明書</b><br>J A結婚子育て資金贈与専用口座<br>(2021年4月1日現在) |  | <b>商品概要説明書</b><br>J A結婚子育て資金贈与専用口座<br>(2019年10月1日現在) |   |
| 商品名   | <ul style="list-style-type: none"> <li>J A結婚子育て資金贈与専用口座</li> <li>※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>   | 商品名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>J A結婚子育て資金贈与専用口座</li> <li>※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>  |
| ご利用いただける方   | <ul style="list-style-type: none"> <li>直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人</li> <li>贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul> | ご利用いただける方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（追加）以上50歳未満の個人</li> <li>贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul> |
| 期間<br>(1) 取扱期間<br>(2) 預入期間                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年10月1日～2023年3月31日</li> <li>貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>  | 期間<br>(1) 取扱期間<br>(2) 預入期間                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年10月1日～2021年3月31日</li> <li>貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>   |
| (以降省略)  |  | (以降省略)   |   |

| (改正後)  |   | (改正前)   |   |
|--|---|---|---|
| <b>商品概要説明書</b><br>成年後見支援貯金（普通貯金）<br><span style="float: right;">(2021年4月1日現在)</span> |   | <b>商品概要説明書</b><br>成年後見支援貯金（普通貯金）<br><span style="float: right;">(2019年10月1日現在)</span> |   |
| 商品名  | ・成年後見支援貯金（普通貯金）   | 商品名   | ・成年後見支援貯金（普通貯金）   |
| ご利用いただける方  | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。   | ご利用いただける方   | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。   |
| 期間   | ・期間の定めはありません。   | 期間  | ・期間の定めはありません。   |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位   | ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位   | 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位  | ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位   |
| 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他  | ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。  | 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他   | ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。  |
| 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法                    | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。<br>・毎年3月と9月の当 J A 所定の日に支払います。<br>・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。<br>・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。<br>※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。<br>・金利は店頭のコピーボードに表示しています。 | 利息<br>(5) 適用金利<br>(6) 利払頻度<br>(7) 計算方法<br>(8) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法                     | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。<br>・毎年3月と9月の当 J A 所定の日に支払います。<br>・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。<br>・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。<br>※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。<br>・金利は店頭のコピーボードに表示しています。 |
| 手数料  | ・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（ <u>定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合があります。</u> ）、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。   | 手数料   | ・ <u>定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合</u> 、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。   |
| (以下省略)   |   | (以下省略)  |   |

| (改正後)   |   | (改正前)   |   |
|---|---|---|---|
| <b>商品概要説明書</b><br>成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞<br><span style="color: red;">(2021年4月1日現在)</span> |   | <b>商品概要説明書</b><br>成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞<br><span style="color: red;">(2019年8月1日現在)</span> |   |
| 商品名   | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞  | 商品名   | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞  |
| ご利用いただける方   | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。   | ご利用いただける方   | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。   |
| 期間  | ・期間の定めはありません。   | 期間  | ・期間の定めはありません。   |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位  | ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位  | 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位  | ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他   | ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 | 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他   | ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息  | ・無利息となります。  | 利息  | ・無利息となります。  |
| 手数料   | ・ <u>この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、</u> 当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。                                    | 手数料   | ・ <u>定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、</u> 当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。  |
| (以下省略)  |   | (以下省略)  |   |